

「必要な要員は確保している」「過重労働はない」?!

4・25 TTSの不誠実団交弾劾!

団交報告その①

4月25日に行なわれたJR高崎鉄道サービス(TTS)と動労連帯との団体交渉は、何ひとつ合意点・一致点がないまま終了しました。

会社側は組合の要求項目すべてに対して「ゼロ回答」を提示し、組合の要望や提案にはすべてダンマリを決め込みました。これは、本来の労使交渉とはほど遠い、不誠実団交そのものです。あらためて強く抗議するとともに、こうした会社側の責任を追究するため、必要なあらゆる行動と措置を追求するものです。

○会社に2人作業を改善する意思はない

籠原での列車清掃において、これまで3人作業だったものを、あらかじめ2人でやるように指定された日数(平日)が激増しています。

この問題について私たちは「規定の作業人員に満たない状況で作業を実施した事例があるのか明らかにされたい」と質問したところ、会社はなんと「必要な要員は確保している」「規

定はない」と回答し、そのような事例があることについて「詳しくは聞いていません」とこたえまし



きいてないなあ

そこで私たちは具体的に3名のはずの仕事を2名で指定した日数を示しました。

1月は「日3」が4日、「夜A2」が10日、「夜A3」が9日でのべ23日。2月は「日3」が20日、「夜A2」が18日、「夜A3」が16日でのべ54日。3月が「日3」が9日、「夜A2」が16日、「夜A3」が14日でのべ39日。4月が「夜A2」が14日、「夜A3」が13日でのべ27日というべらぼうな数にのぼります。



困ったら黙ればいい...

う信じられない態度をとったのです。現場に責任をとる気など一切なく、ただ自分達の保身のために逃げることにしか考えていないのです。組合が「人手不足という認識では一致できるのか?」など何度聞いたとしても、皆ダンマリ。

○ネコババのために働けるか!

3人で働く規定はないという回答は絶対許せません。列車清掃はJRからの委託業務であり、委託料がJRからTTSに支払われます。その委託料には当然にも労働者の賃金分が含まれています。安



いけど3人分。

これを、2人作業だからと2人で受け取っていますか? 前と変わらないでしょうか? じゃ1人分はどこに消えたのか。誰のフトコロにはいつているのか。誰がネコババしているのか。冗談じゃないぞ!

もうハッキリしました。会社には2人作業を改善する意思はないのです。清掃が多少行き届かなくても、2人でやれるなら2人でやれ、というのが本音な

のです。

○「過重労働はない」の暴論

さらに増加している労災と過重労働との関連について次のようなりとりが行われました。

組合 あらかじめ3名でやる清掃を2名でさせられるのは過重労働ではないということですか?

会社 そうです。過重労働の定義がちがう。厚労省の過重労働の見解なんかを見てみると、月100時間以上ですすよね。

組合 それは過重労働じゃなくて、80時間以上の残業が過労死ラインでしょ。会社 過労死じゃないですよ。ウンだって(大笑い)。

残業100時間なんか過労死ラインじゃないよ



○このままでは殺される!

籠原では倒れる人が続出し、残った人も負担が重くなって次々に体調を崩しています。私たちの作業現場は足元が悪い。横を時速100キロ近い列車が



通過していく。
 会社の「過重労働はない」という回答こそ、黙っている
 と私たちがどうなるのかを示
 す証拠です。会社側は「過重
 労働」という言葉を、厚生労
 働省のいう「月100時間残
 業」レベル、つまり過労死レ
 ベルの意味で使っているのだ
 す。過労死レベルまでは問題
 ない、遠慮なくこき使うぞ、
 という宣言なのです。
 私たちは生きるために働い
 ています。働くために生きて
 いるわけではありません。全国
 に多数起こっている過労死・
 過労自殺をこれ以上引き起こ
 さないためにも、動労連帯に
 加入して一緒に会社と闘いま
 しょう。

団交における組合の要求とT T Sの書面回答（要旨）

- 組合 希望者は、誰もが社員になれる制度とされたい。
 会社 「社員登用試験制度による」
 組合 各職の賃金を時間当たり最低 1,500 円の基準で算定されたい。
 会社 「現行通りである」
 組合 各職に住宅手当を支給されたい。
 会社 「住宅手当を支給する考えはない」
 組合 各職に扶養手当を支給されたい。
 会社 「現行通りとする」（支給しない！）
 組合 昨年 4 月には定期昇給 4 号俸 2,000 円、10 月にも 6 号俸 3,000 円の昇給、パート労働者の賃金
 時給埼玉県 920 円、群馬県、栃木県 870 円、契約社員の賃金もそれぞれ昇給。と突如賃金改定
 がなされたが、経過を明らかにされたい。
 会社 「社員の賃金等労働条件の改善は、経営状況で判断している」（金儲けが第一！）
 組合 この間会社は要員は足りていると答えて来たが、各事業所における社員数及び充足率を明らかさ
 れたい。
 会社 「業務に必要な要員は確保している」
 組合 各事業所における定着率を明らかにされたい。
 会社 「入社直後に退職する者がいる」
 組合 規定の作業人員に満たない状況で作業を実施した事例があるのか明らかにされたい。
 会社 「規定はない」
 組合 事業所における休日出勤の実績、統計、年休消化率を明らかにされたい。
 会社 「欠勤等が発生した場合、勤務変更を基本として、勤務操配しているが、それによれない場合には、
 休日出勤等で対応している」
 組合 籠原事業所における、契約外勤の更新を行わなかった経過を明らかにされたい。
 会社 「個人の契約にかかる事柄である」
 組合 労災の多発について本社の見解を明らかにされたい。
 会社 「減少に向けて、引き続き取り組んでいく」
 組合 過去 5 年の事業所別労災発生件数を明らかにされたい
 会社 「28 年度は、転倒、捻転が増加している」
 組合 要員不足と過重労働との因果関係があると考えるが、本社の見解を明らかにされたい。
 会社 「業務に必要な要員は確保している。なお過重労働はない」

金儲けが第一！

